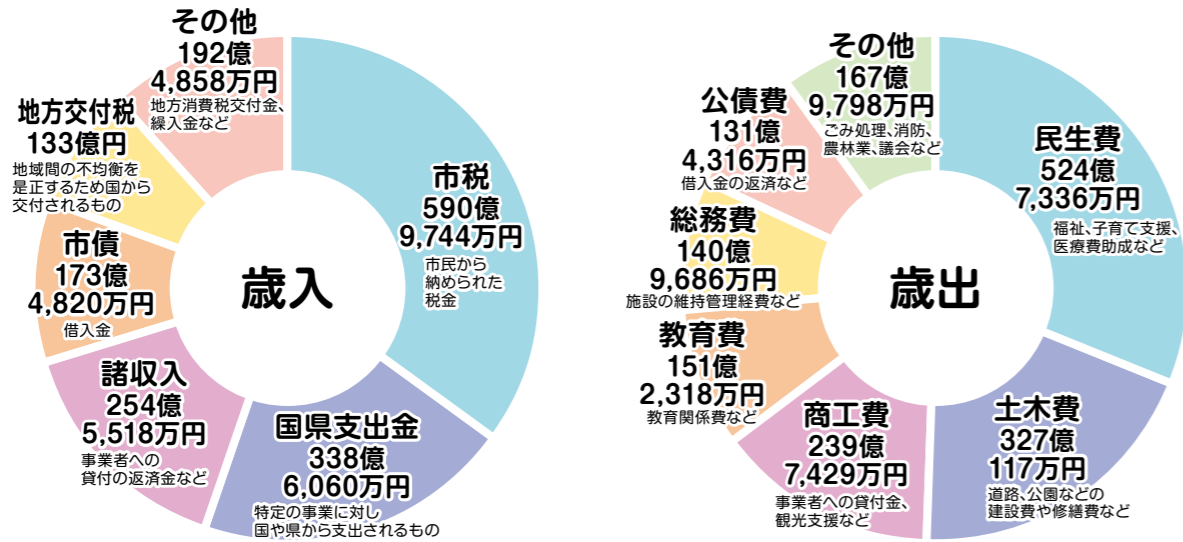


予算の概要

一般会計 1,683億1,000万円 (前年度比3.4%増)



特別会計 825億7,055万円 (前年度比1.3%増)
 水道事業会計 104億8,581万円 (前年度比3.6%増)
 公共下水道事業会計 143億 673万円 (前年度比1.3%減)

平成29年第1回定例会

新年度予算を可決

一般会計は3.4%増の1,683億円



平成29年第1回定例会は、下記の日程により23日間の会期で開かれました。

本定例会では、市長が新年度予算についての施政方針や概要を示し、これに対し各会派の代表者が総括質疑を行いました。委員会での審査の後、市長提出議案52件及び議員提出議案1件はすべて原案のとおり可決、同意し、意見書案1件は否決されました。また、提出された4件の請願のうち1件を採択しました。なお、23人の議員が市政に対し一般質問を行いました。

2/22(水)	議案上程、28年度議案の提案説明～議決、市長施政方針 ほか
2/23(木)	29年度議案の提案説明
2/24(金)	総括質疑(*詳しい内容はP4)
2/27(月)、28(火) 3/1(水)、2(木)	一般質問(*詳しい内容はP5～10)
3/7(火)、8(水) 9(木)、10(金)	委員会審査(*詳しい内容はP11)
3/16(木)	付託された議案等の委員長報告～議決 ほか(*議決結果はP12)

庁舎前広場の円形花壇

新年度議案への討論

賛成 適切な予算配置 (新風会)

経済を活性化させ税収基盤を強化し、それらを背景に市民福祉や個性的な高崎文化を充実させ、安心・安全でにぎわいのある住みよい高崎を建設する考えは大いに評価できる。英語教育の強化、集客力や商店街の活性化、音楽祭やスポーツの振興、文化財の保護、多機能型住居の開設、保育や救急医療体制の充実、合併地域の魅力づくり、防災情報放送システムの整備など限られた予算の中で最大限の予算を計上している。

反対 福祉や教育の充実を (日本共産党)

アリーナや文化芸術センター(仮称)などの建設費が当初の予算から大きく高騰している状況に懸念を持つ。福祉、教育、子育て支援にもっと力を入れるべきである。学校給食の無料化、少人数学級の実現、保育園や放課後児童クラブの改善、高齢者支援強化、中小零細企業の支援強化、市営住宅入居の条件緩和、国保税の引き下げを求める。また、マイナンバーや後期高齢者医療は制度自体に同意しかねる。

本定例会で可決した主な議案

新年度予算

主要事業

- 田町に多機能型住居を開設 7034万円
シルバーセンター田町の運営
多機能型住居の1階に開設。さまざまな世代の市民交流を促し、高齢者の介護予防など福祉の増進を図る。
- 子育てなんでもセンターの運営 9347万円
多機能型住居の2階に開設。子育て支援の拠点として相談への対応や就労支援を行うとともに気軽に利用できる託児業務等を行う。
- 多機能型住居内の住宅の運営 1億2025万円
福祉人材確保のため、多機能型住居の7階から10階を介護士、保育士、看護師及びそれを目指す学生などを対象とした市営の住宅を設置する。
*この多機能型住居は、市が貸し付けた土地に公募で選定した事業者が建物を整備、その施設の一部を市が借り上げるものである。

高崎マルシェ等支援事業

- 1億4969万円
平成29年の秋にオープン予定の高崎オーパ(仮称)で、1階に菓子や特産品などを販売する高崎マルシェ、7階にパスタや焼きまんじゅうなどを提供する開運たかき食堂を開店する経費やテナント料、運営等に係る費用の補助を行う。

集団健診へのタクシー料金を補助

- 400万円
地域の集団健診会場へ行くことが困難な70歳以上の高齢者に会場までのタクシー料金の一部を補助する。上限額は往復2000円。

高崎アリーナへのシャトルバスの運行

- 1995万円
高崎駅西口から高崎アリーナ、城南立体駐車場や周辺地域を循環するバスを運行する。15分間隔で運賃は1000円(小児半額)。

高崎文化芸術センター(仮称)の整備

- 128億5561万円
平成30年度に完成予定の同センターを引き続き整備する。

榛名湖荘の運営

- 9208万円
臨海学校に替わり、榛名湖畔で林間学校を実施する。

議員提出により 手話言語条例を制定

手話は言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、手話への理解や普及の促進を図り、共生社会の実現を目的とした手話言語条例を制定した。

■施行 平成29年4月1日

工場敷地内の緑地面積基準を緩和する条例を制定

工場立地法では、一定規模以上の工場に対し周辺環境との調和を図るため、工場の敷地面積に対する緑地面積などを規定している。従前は全国一律の基準であったが、地域準則を制定する権限が市に移譲されたため、独自の基準を定めた地域準則条例を制定した。

従前の基準よりも緩和することにより、既存工場の増改築や新規立地の促進、市内工場の流出防止につなげ、本市産業の振興と地域経済の活性化、雇用の創出を促進していく。

■施行 平成29年4月1日



工場敷地の緑化の様子

くらぶち英語村(仮称)施設工事の契約

倉渕地域の旧川浦小学校に山村留学施設である、くらぶち英語村(仮称)を開設するため、子どもたちの居住スペースとなる施設を建設する。

■契約金額 2億8490万円

■契約相手方 研屋・坂本工業くらぶち英語村(仮称)施設整備工事特定

■竣工日 建設工事共同企業体

■建物概要 平成30年3月16日 木造地上2階建 延床面積 1178.66㎡